

大田市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月1日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第76号

大田市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

大田市火薬類取締法施行細則（平成17年大田市規則第186号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、収去又は身分証票」を「又は収去」に改め、同条第11号を削る。

様式第25号を次のように改める。

様式第25号 削除

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。